

吉野川市監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項及び同条第10項の規定に基づき、令和3年度財政的援助団体等監査の結果を次のとおり公表する。

令和4年3月28日

吉野川市監査委員 川真田 大 作

吉野川市監査委員 山 添 純 二

令和3年度 財政的援助団体等監査の結果に関する報告及び意見

第1 監査の対象

1 バンブーパークの指定管理業務

株式会社山内組を指定管理者とする令和2年度バンブーパークの指定管理業務に関する出納その他の事務の執行

2 アメニティセンターの指定管理業務

一般財団法人阿波和紙伝統産業会館を指定管理者とする令和2年度アメニティセンターの指定管理業務に関する出納その他の事務の執行

3 高越学童あおぞら・おひさまクラブが実施した補助事業

次の補助金に係る事業に関する出納その他の事務の執行

令和2年度吉野川市放課後児童健全育成事業費補助金 12,755,667円

4 市民プラザ・多目的グラウンドの指定管理業務

吉野川賑わい創出パートナーズを指定管理者とする令和2年度市民プラザ・多目的グラウンドの指定管理業務に関する出納その他の事務の執行

5 知恵島児童クラブさくら・すみれが実施した補助事業

次の補助金に係る事業に関する出納その他の事務の執行

令和2年度吉野川市放課後児童健全育成事業費補助金 13,528,838円

第2 監査の期間

令和4年2月1日から令和4年2月24日まで

第3 監査の方法

出納その他の事務の執行については、収入事務、支出事務が関係法令等に照らし合わせて適正になされているかどうかに着眼し、事業等の実施については、経済性、効率性及び有効性に十分配慮されて実施されているかどうかに着眼して監査を実施した。

監査に当たっては、提出書類及び関係書類等を突合したほか、必要に応じて関係者に説明を求めるとともに、定期監査の結果をも考慮した。

第4 監査の結果

1 全体事項

出納その他の事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、一部の事務事業において改善又は検討を要する事項が見受けられた。このため、当該事項については、口頭により関係職員に改善又は検討を求めた。

2 個別指摘事項

個別の指摘事項は、次のとおりである。

なお、当該指摘事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を監査委員に報告すること。

(1) 子育て支援課

ア 地方自治法では「各会計年度の歳出には、その年度の歳入を充てなければならない。」旨を定めているが、高越学童あおぞら・おひさまクラブの令和2年度事業において生じた財源不足について、翌年度の補助金の一部を充てるように指導していた。

イ 吉野川市財務規則では「貸付財産について、普通財産貸付台帳を作製し実態を明らかにしておかなければならない。」旨を定めているが、知恵島児童クラブさくら・すみれに貸し付けている旧知恵島幼稚園の建物について、普通財産貸付台帳を作製していなかった。

ウ 吉野川市財務規則では「借受人から貸付財産の原形変更承認申出があったときは、その変更が貸付財産の効用を減少させることとならないか調査しなければならない。」旨を定めているが、知恵島児童クラブさくら・すみれから申出のあった旧知恵島幼稚園建物の原形変更承認について、計画書等を提出させず、必要な調査を行っていなかった。

(2) 生涯学習課

ア 市民プラザや多目的グラウンドは市の緊急避難場所や避難所として指定されているが、指定管理者に災害対応マニュアルを作成させておらず、災害時備蓄品の配備状況も把握していなかった。

イ 地方自治法施行令では「私人に公金の徴収等を委託することができる場合」や「私人に公金の徴収等を委託したときは、告示や公表をしなければならない。」旨を定めているが、市民プラザや多目的グラウンドに係る使用料の指定管理者への徴収等委託について、必要な事務手続を行っていなかった。

ウ 剰余金が生じた場合には、発生事由ごとに整理して、翌年度への繰越金と指定管理者の利益とに区分する必要があるが、令和2年度末における市民プラザと多目的グラウンドの剰余金11,602,554円について、必要な整理や区分を行わず、その全額を利益として処理していることに対し、聴き取りや指導等とすべき措置を行っていなかった。

エ 市民プラザ・多目的グラウンド指定管理者基本協定書では「応募書類である収支計画書の内容変更にあたって、指定管理者に書類を提出させて承認しなければならない。」旨を定めているが、収支計画書の内容変更について、書類を提出せず、必要な承認手続を行っていなかった。

(3) 吉野川賑わい創出パートナーズ

市民プラザ・多目的グラウンド指定管理者基本協定書では「応募書類である収支計画書の内容変更にあたって、市に書類を提出して承認を受けなければならない。」旨を定めているが、アリーナ・多目的グラウンド運営業務に係る本社管理費の支出金額について、市に内容変更の書類を提出して承認を受けることなく、4,000,000円から8,155,000円へと倍増させていた。

第5 結果に基づく意見

1 子育て支援課

共働き家庭など留守家庭の小学生に対して、放課後等に適切な遊びや生活の場を与えて、健全な育成を図ることが放課後児童クラブ（以下「クラブ」という。）の設置目的であるが、厚生労働省の資料によると、令和2年度における全国のクラブの登録児童数は約131万人で、平成12年度の約39万人に比べて3倍以上となっており、クラブの存在は児童にとって必要不可欠なものとなっている。財源内訳が、国・県・市各3分の1ずつである吉野川市放課後児童健全育成事業費補助金は、利用実績数によって年度末に補助金額が確定するため、利用実績数が当初の利用計画数を下回った

場合には、補助金が減額されてクラブに収入不足が生じる。厳しい財政状況ではあるが、クラブの取組は本市の未来を担う児童の成長過程において非常に重要なものであるので、年度末におけるクラブの収入不足を軽減するために、市単独の補助金交付を検討されたい。

2 生涯学習課

生涯学習課所管の公の施設に係る指定管理者基本協定書では「指定管理料の金額は、各年度ごとに年度協定で定める。」ことや「協定期間内に指定管理料の金額が不適當となったときは、変更の要否や変更金額について協議する。」ことを定めており、複数年度にわたる指定管理料の金額は確定していないため、歳出予算においても債務負担行為として定めていない。令和2年度末において、市民プラザ・多目的グラウンドの指定管理者に相当な額の剰余金が生じたが、その一方で、アメニティセンターの指定管理者には未返済の長期借入金があった。各年度の指定管理料が過不足のない適切な金額となるように、四半期ごとに業務の実施状況や費用の支出状況を丁寧に調査して、随時に協議を進められたい。

年度末に生じた剰余金について、翌年度への繰越金と指定管理者の利益とに整理するためには、収支計画書の作成時に、消耗品費のように消費税及び地方消費税の支出（以下「消費税等支出」という。）が必要な項目と、人件費のように消費税等支出が不要な項目に区分して費用を積算する必要がある。また、収支計画書で支出を予定していた維持管理費や備品購入費等について、その支出が不要となり剰余金の一部となった場合には、指定管理者の利益ではなく、指定管理料の減額対象費用として整理することが妥当である。年度末の剰余金を、翌年度への繰越金と指定管理者の利益とに正確に整理するために、費用の審査方法を見直されたい。

指定管理者制度の目的は、指定管理者に公の施設の使用に関する許可等の「法律行為」を行わせることを可能にすることであり、公の施設の清掃や受付、案内を始めとする「事実行為」のみを委託する場合には、経済性の観点から競争入札の方法により受託者を決定して、業務委託契約を締結しなければならない。指定管理者制度はその収支構造から、利用料金収入のみで施設を管理運営する手法、利用料金収入と指定管理料収入で施設を管理運営する手法、指定管理料のみで施設を管理運営する手法の3つに分類される。市民プラザ・多目的グラウンドの指定管理者は、利用料金制度を導入しておらず、また、施設の主たる維持管理経費である光熱水費について、市が一般会計歳出予算から支出しているため、指定管理者がそのノウハウを活用して、収入の増加や支出の削減に取り組んでいる状況とは言えない。他の公の施設の維持管理業務については競争入札の方法により受託者を決定し業務委託契約を締結していることや、川島図書館と山川図書館を市直営としていることなど、市施策全体の方向性に照らし合わせて、市民プラザ・多目的グラウンドの指定管理業務としている各種の業務を、

指定管理者制度の活用が適切な業務と委託契約の締結が適切な業務とに再度整理されたい。